

第210回千葉県個人情報保護審議会会議録

1 会議の日時 平成24年6月28日(木) 午前10時から午後12時

2 場所 千葉県庁南庁舎別館2階第8会議室

3 出席者の氏名

(1) 審議会委員

土屋俊会長、有馬和子委員、勝山信委員、清田乃り子委員、中曽根玲子委員、藤岡園子委員、松村雅生委員(委員：五十音順)

(2) 事務局職員

飛山利夫市町村課長、川崎一志行政班長、谷田貝敦志主査、山口一樹副主査、庄司仁美主事

4 議題

(1) がん登録事業、災害事務、事務の選定の基準、セキュリティについて

(2) 答申案について

5 議事の概要

土屋会長： 始めに議事署名人について、勝山委員にお願いします。本日の審議は、セキュリティ関係の非公開情報に及ぶ可能性があるため非公開で行う。

事務局： (がん登録事業について説明)

松村委員： 生存調査は随時行うのか。

事務局： 随時ではなく、3年生存率、5年生存率というようにがん登録されてから一定の期間を定めて行う。

土屋会長： がん登録をした後に転居をした場合には、がん登録のデータベース上は転居前の住所のままになるので、住基ネットを利用しない場合には住所を把握できなくなる。

松村委員： 県内の転居しか把握できないということか。また、死亡した原因についても、がんによるのか、そうでないのかはこちらでは分からないということか。

事務局： そのとおりである。

松村委員： 住基ネットを利用することがどのくらいプラスになるのかよく分からない。

事務局： 先行して住基ネットを利用している県では9割以上の生存確認ができているということなので、一定の効果はあると考えている。

松村委員： 住民票の公用請求では市町村の回答を得られない可能性があるということだったが、その理由は何か。

事務局： 実際に市町村に確認したわけではないが、民間の病院が患者の予後を調査するために市町村に住民票の請求をした際に、断られたというケースがあったと聞いている。市町村によっては慎重な判断を行うところもある。

土屋会長： 民間の病院であるから、住民票の請求に対して回答を得られなか

ったということか。公用請求であっても断られるのか。

事務局： 市町村判断となるが公用請求では、ケースは少ないと思われる。

土屋会長： 平成19年の答申の中で、がん登録の運用管理の仕組みについて周知・指導の徹底を行うことを留意事項としているが、周知に至っているのか疑問があるという意見があった。これについてはどうなっているのか。

事務局： 確認したところ、指摘を受けた事項を含めて、新たにポスターなどの周知資料を、委託先と協力して作成中であり、年度内には配付できるようにするということであった。事業実施状況については、近々報告するということである。

事務局： （災害事務について説明）

松村委員： 案の1の「県民の安否状況の確認に関する事務」というのは、安否の確認に限定するのか。他の手続きについて規定はしないのか。

事務局： 災害時にまず行わなければならないのは県民の安否確認であるので、案の1では安否確認の確認に関する事務としている。

土屋会長： 市町村の住民基本台帳自体が災害で消失したというときに、それを作り直すためにデータを提供するというのは、安否確認の範疇に含まれないのではないか。

事務局： （事務の選定の基準について説明）

土屋会長： 費用対効果の関係で、対象から外されている事務について、事務件数の多い窓口では住基ネットの利用対象として、事務件数の少ない窓口では住民票で対応するということはできないのか。

事務局： 同一の事務処理において同じ県民に対して、住んでいる窓口によって対応に差をつけることはできない。事務処理の統一的な運用の観点からも無理がある。

土屋会長： 住民票の添付が不要になれば、それだけ住民の負担が軽減されるので、利用できるところだけ対象とするというのも考え方の一つかと思う。

事務局： （セキュリティについて説明）

松村委員： 住基ネットの端末でできるのは、紙による出力と、一件ごとの検索のみということか。災害時の事務のように、まとめて大量のデータを渡す場合には、システム管理者が対応するということか。

事務局： そのとおりである。

松村委員： そうであれば、監査やログのチェックが十分行われるようにするという答申案にする必要があるのではないか。

土屋会長： そもそも、操作者識別カードを持つ人数を増やすにあたって、今までのセキュリティでいいのかということであったので、セキュリティについてはプラスするものが必要であると思う。

有馬委員： 県民の立場から考えて、ある申請をする際に必要書類として住民票が記載されていないので、住民票は不要と考えて窓口にいったと

きに、県がすでに住民票を用意しているというのは、住民としては疑問に思うのではないか。

事務局： 端末機から住民票そのものを出すわけではない。

有馬委員： 住基ネット上で確認することに、本人の了解はいらぬのか。

事務局： 住基ネットのシステムのそもそもの仕組みになるが、法律や条例で利用できると定めた時点で、国や県が本人確認情報にアクセスして住民票の代わりに確認することができるようになる。

土屋会長： 今まで申請者に住民票添付を求めていたものを住基ネットでチェックするというのは、結果的に公用請求を代替したのと同じという理解でいいのか。

事務局： 本人確認情報を利用するという意味では、公用請求も添付義務の省略も最終的には同じである。

事務局： （答申案について説明）

松村委員： 条例で対象の事務とすることの必要性について、住民の意見を反映するということか。

事務局： そのとおり。パブリックコメントを行う。

土屋会長： 十分説明をつくすということだが、どうやって説明をするのか。

事務局： パブリックコメントのやり方になってくるが、一般的には条例の骨子案と条例の別表の部分をもとに行うのが通常である。今回は、加えて個々の事務について詳しい個票を付けることが想定される。

清田委員： 会場を用意して一般の方に説明をするというような具体的な案は今のところないということか。

事務局： 説明会については想定していなかった。パブリックコメントについて、首都圏ではある程度統一的にやっている。期間を1カ月以上とり、周知は主にホームページにより行い、あとは各地域振興事務所、県の出先機関で周知を図っていく形になる。実際にはパブリックコメントをやっても意見があまりこないという状況にある。

中曽根委員： 難しくて分かりにくいということがあるのではないか。今回であれば、住民票ではなく住基ネットで本人確認するという部分を分かりやすくしてパブリックコメント募集をしたほうがいい。

土屋会長： がん登録の事務について特記するのは必要であるということであるらしいか。

松村委員： がん登録をする際に、追跡調査をすることについての説明はがん登録事業を認めた当初にはなかったもので、その部分について周知が必要である。

土屋会長： 災害事務について、住基ネット上のデータを県から市町村に渡すというのが、安否確認に関する事務にあたると理解できるのか。

事務局： 今まではデータそのものの消失を想定していない。今までは機械がなくなっても紙ベースの台帳で補完できるということであったが、今回の災害のように機械も台帳もなくなるという想定外の事態になってしまったことで議論になった。今の段階では、安否確認をしたいから必要ということであれば提供するしかない。現行の住民基本台帳法上のルールの中で提供しているという説明をすることになるので、安否確認に関する事務という表現になっている。

土屋会長： 表現として違和感はあるけれども、理解しやすい形で説明をしてもらうしかない。

1 番目の「その」必要性というのは、がん登録事業そのものの必要性なのか、それともがん登録事業における住基ネットの利用の必要性なのか。

事務局： 両方指している。

松村委員： 「生体認証システムを導入される予定であることを踏まえつつ」とあるが、ここに書くことの意味は。

事務局： 生体認証システムを踏まえた運用方法を考えていくべきということである。

松村委員： 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティと、県の情報資産全般に対してのセキュリティが2本立てになっているが分かりにくいので、県全体の情報セキュリティの管理の仕方との整合性を踏まえて運用すべきである。

操作者に対する研修その他の保護措置については書いたほうがよい。

土屋会長： 5 番目、6 番目についてはこのままの表現とする。

土屋会長： では、答申案としては、「適当なものと認める。ただし、本人確認情報の利用拡大にあたっては、次の事項について配慮するものとする。」1 番は、「条例化にあたっては、パブリックコメント等を通じて、一般の県民の意見を十分反映すること。特に、がん患者の状況の把握に関する事務については、その必要性について十分説明を尽くした上で、意見を聴取すること」。2 番目は、「災害時において知事が必要と認める場合における県民の安否確認に関する事務については、知事の判断が災害の状況に応じて適切に行われるよう留意すること」。3 番目は、「住民基本台帳ネットワークシステムに平成25年度末から生体認証システム導入される予定であることをふまえつつ、操作者識別カード、端末機その他情報資産の」この管理方法のところで、具体的な要素を付け加えたいと思うので、考えていただきたい。

3 番目の項目その他の表現は会長に一任でよいか。

委員： 異議なし。

土屋会長： 以上で、第210回個人情報保護審議会を終了する。

事務局： 次回は7月12日（木）午後14時30分から、場所は中庁舎1階情報公開・個人情報センター委員会室で行う。